

各私立学校設置者 様  
(高・専(高等課程)・各)

岩手県政策地域部学事振興課総括課長

私立高等学校生徒等奨学給付金給付申請書の提出について(通知)

このことについて、令和元年度私立高等学校生徒等奨学給付金の給付手続き等を行いますので、下記により提出書類を取りまとめのうえ、提出願います。

記

- 1 給付対象者(令和元年7月1日において、次のいずれにも該当する者)
  - (1) 私立の高等学校等に在学する高校生等の保護者等であり、県内に住所を有する者
  - (2) 給付金を申請する年度における保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である者又は生活保護受給世帯である者

2 給付額(年額)

世帯区分		1人当たりの給付額
(1) 生活保護法第36条の規定による生業扶助が支給されている世帯		52,600円
保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯((1)の場合を除く。)	(2) 通信制以外の高等学校等に在学する高校生等((4)の場合を除く。)	98,500円
	(3) 通信制の高等学校等に在学する高校生等	38,100円
	(4) 当該世帯に扶養されている兄弟姉妹で2人目以降の通信制以外の高等学校等に在学する高校生等及び高校生等以外に15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる通信制以外の高等学校等に在学する高校生等	138,000円

3 提出書類

- (1) 私立高等学校生徒等奨学給付金給付申請書(様式第1号)
- (2) 保護者等の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できる書類(課税証明書、非課税証明書、道府県民税・市町村民税額決定通知書等)

※今年度は、非課税世帯で就学支援金の収入状況届出書を提出している場合でも必ず提出願います。

- (3) 生業扶助が支給されていることが分かる生活保護受給証明書(生活保護受給世帯に限る)
- (4) 当該世帯に扶養されている兄弟姉妹の健康保険証等の写し(対象となる高校生等以外に15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合に限る)  
国民健康保険へ加入している世帯の場合は、扶養の事実の申立書(参考様式-3)を提出する。

(5) アカイのいずれかの書類

ア 振込口座届(様式第5号)(通帳の表紙及び口座情報が記載されているページのコピーを添付すること。)

※保護者等の口座への振込みを希望する場合はこちらを提出する。

イ 委任状（参考様式－４）

※代理受領を希望する場合はこちらを提出する。

(6) 給付予定者一覧表（電子ファイル）

4 提出期限

生徒から学校への申請等の提出期限を概ね８月末とし、令和元年９月６日（金）までに当課宛てに提出願います。

5 給付決定及び給付金の支給について

給付金申請書等を受理後、県において順次給付決定及び保護者等への給付金の支給を行います。支給時期は11月を予定しています。

〔担当〕 私学振興担当 高橋(希)

TEL : 019-629-5041

FAX : 019-629-5049

E-mail : AH0007@pref. iwate. jp